

平成 28 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定申告書 A

住所 フリガナ 氏名 ジョフチ仔ヨ ジョブ 一郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称, 収入金額, 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 種目・所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費等

住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族の氏名・続柄・生年月日・別居の場合の住所
給与・公的年金等に係る所得以外 (平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の所得に係る住民税の徴収方法の選択
配当に関する住民税の特例
寄附金税額控除
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所

所得から差し引かれる金額に関する事項

Table with columns: 社会保険の種類, 支払保険料, 掛金の種類, 支払掛金, 新生命保険料の計, 旧生命保険料の計, 新個人年金保険料の計, 旧個人年金保険料の計, 介護医療保険料の計, 地震保険料の計, 旧長期損害保険料の計, 寡婦(寡夫)控除, 勤労学生控除, 氏名, 配偶者の氏名, 生年月日, 配偶者控除, 配偶者特別控除, 扶養控除, 雑損控除, 医療費控除, 寄附金控除

特例適用条文等

第二表 (平成二十八年分以降用) 第二表は、第一表と一緒に提出してください。源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類を紙などに貼ってください。

所得の内訳書 （書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでください。）

住所 _____

氏名 ジョブ 一郎

(平成28年分)

提出用

所得の種類	所得の種目	所得の生ずる場所 又は給与などの支払者の 住所・所在地、氏名・名称、電話番号	所得の基 となる資産の 数 量	収入金額 <small>（所得税及び復興特別所得税を差し引かれる前の収入金額）</small>	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	支払確定年月 又は支払を受けた年月
給与所得		(電話)		500,000	円内 円	年 月
雑所得その他		(電話)		400,000		
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
		(電話)				
	総合計	(電話)		900,000		

源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面又は添付書類台紙に貼ってください。

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(平成 28 年分)

氏名 ジョブ 一郎

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総収入金額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雑所得	総収入金額 (公的年金等に係るものを) 除きます。	③	400,000
	給与所得の収入金額	④	500,000
	65万円 - ② - ④	⑤	150,000 <small>(赤字のときは0)</small>
	65万円 - ③ - ④	⑥	0 <small>(赤字のときは0)</small>
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥との いずれか 少ない方の金額	⑦
	③が⑤より少ないか同額の場合		
事業所得	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧
雑所得	③と⑤とのいずれか 少ない方の金額	⑨	150,000

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほか農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額(青色申告特別控除額は含みません。)を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

・白色申告の場合は、收支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額」欄の営業等・農業には、收支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

確定申告の手引きの雑所得の「計算欄」の「その他の雑所得」の「必要経費㊦」欄に転記してください。なお、申告書第一表の「所得金額」欄の雑には、確定申告の手引きの雑所得の金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。